

平成27年度 別府市共生社会形成プラン H27.11.1変更新旧対照表

No	条項	施策	変更前		変更後	
			取組方針	計画	取組方針	計画
5	第10条第2項	相談支援体制の整備	ワンストップ・ピアサポートを備えた相談支援体制を整備するものとする。	相談支援のワンストップ化を図ります。	相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制や障がいのある人及びその家族が相互に支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備する。	本件については、第23条の親亡き後等の問題解決策検討委員会で解決策を模索している段階であり、平成28年度に出される答申を待って計画策定を行うこととする。
6	第10条第3項	障害福祉に携わる職員の能力向上	障害福祉サービス事業者などに対して、情報共有や制度理解を深めるための取組を行うものとする。	・自立支援協議会などで「根拠ある情報」の共有を行うことによって、障がい福祉に携わる関係者が定性的かつ定量的に学び合える場を増やします。 ・情報共有の土台となるネットワークの構築（メーリングリストなど）を行い、活用します。	障がいのある人への相談及び支援を行う者の資質向上に資する支援を行うものとする。	相談員等の資質やスキル、経験の向上のための現場に即したさらなる研修を実施するため、相談支援事業所（相談員）の現状や課題を明らかにし、必要な支援を行うため、相談支援事業所に対してアンケート調査を実施します。
8	第10条第5項	社会資源の充実	充実策を模索するものとする。	社会資源の情報を広く周知します。	充実策を模索するものとする。	市内の障害福祉サービス事業所等及び特定相談支援事業所へアンケートを行い、施策の方向性について検討する。
13	第11条第3項	民間住宅を賃借する際の保証人制度の整備	居住サポート事業を実施するものとする。	居住サポート事業を実施するための準備を行います。	居住サポート事業その他保証人制度の整備を検討する。	居住サポートに事業に限らず、同様施策等の利活用の検討を行う。
17	第12条第2項	減災の仕組みづくり	「災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書」が活きる仕組みをつくるものとする。	協定書の見直しを検討します。	「災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書」が活きる仕組みをつくるものとする。	福祉避難所の有効な活用策を企図するとともに、避難行動要支援者名簿を作成します。
19	第13条第2項	就労へ向けての支援体制づくり	雇用・就労ネットワークを構築するものとする。	障害者自立支援協議会就労部会において、雇用・就労ネットワークを構築します。	雇用・就労ネットワークを構築するものとする。	別府市障害者自立支援協議会就労部会に就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を加え各事業所の特徴を広く情報共有することにより、ネットワークの強化を図る。

No	条項	施策	変更前		変更後	
			取組方針	計画	取組方針	計画
21	第14条第1項	医療保障	障がいのある人が必要な医療保障制度を活用できるようにするものとする。	<p>【障がいのある人に対して】</p> <p>医療と福祉の連携を視野に入れた「総合的な道案内」ができるよう、医療保障に係る制度理解と日頃から多機関連携を行える仕組みをつくります。</p> <p>【医療保障制度関係者に対して】</p> <p>地域移行及び地域定着の支援が必要なケースや、所謂「困難ケース」において、支援側関係者が制度の相互無理解や連携不足による齟齬を起こさないよう、日頃から相互理解が図れる仕組みをつくります。</p>	医療受診における必要な合理的配慮を、医療関係者との連携により実現し、障がい者及びその家族が必要な医療を受けやすい環境を作る。	障がい者及びその家族を対象とし、障がいがあるがゆえに医療機関の受診が困難、あるいは消極的になるケースについて聞き取りによるアンケート調査を実施する。アンケートを元に医療に対する現実的な困りごと、必要な合理的配慮を把握・分析する。
24	第14条第3項	保健事業の利用の円滑化	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった都度、対応するものとする。	合理的配慮の求めがあった際に対応策を検討します。	障がいのある人含めた多くの人に保健事業について周知する。	保健事業（検診や予防接種、健康教室、相談業務）について、障がいのある方を含め、広く周知を行っていく。
25	第14条第3項	医療支援の利用の円滑化	重度心身障害者医療費の現物給付化に向けて取り組むものとする。	昨年度の調査・研究の内容を分析します。	重度心身障害者医療費の現物給付化に向けて取り組むものとする。	大分県と、県内自治体の重度心身障害者医療現物給付化の実現について協議します。